

四日市市告示第465号

都市緑地法（昭和48年法律第72号）第55条第9項の規定により、次のとおり、市民緑地の公告をする。

平成27年12月2日

四日市市長 田中俊行

- 1 市民緑地の名称 下野憩いとふれあい市民緑地
- 2 市民緑地の区域 四日市市朝明町字鶯谷 2488-4、2488-5、2488-6、2488-7、
2488-9、2488-10、2488-11、2488-13
四日市市朝明町字上之山 2218-1 ①
四日市市朝明町字鶯谷 2488-8 ②
- 3 市民緑地の管理期間 ①平成27年6月1日から平成33年3月31日まで
②平成27年6月14日から平成33年3月31日まで

(都市整備部都市計画課)